

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県就農支援基金等審査会について、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）の廃止に伴う経過措置に基づく事務を担当させるとともに、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の一部改正に伴う必要な規定の整理を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 薬事法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。  
（別表関係）
- (2) 滋賀県就農支援基金等審査会が担任する事務について、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (3) この条例は、平成 26 年 6 月 12 日から施行することとします。ただし、(2)は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日からそれぞれ施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
第1条～第5条 省略					第1条～第5条 省略				
別表					別表				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県登録販売者試験委員会	薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定による登録販売者試験の執行に関する事項について審議すること。	5人以内	(1) 薬剤師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員	2年	滋賀県登録販売者試験委員会	薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の執行に関する事項について審議すること。	5人以内	(1) 薬剤師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員	2年
省略					省略				
滋賀県就農支援資金等審査会	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第2条第2項に規定する就農支援資金等の貸付等について審査すること。	10人以内	(1) 県の職員 (2) その他知事が 適当と認める者	1年	滋賀県就農支援資金等審査会	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第1項および第3項の規定によりなお従前の例によることとされる就農支援資金等の貸付等について審査すること。	10人以内	(1) 県の職員 (2) その他知事が 適当と認める者	1年
以下省略					以下省略				